

国立知的財産センター (ベラルーシ) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 BY. I
国内処理申請様式	附属書 BY. II
実用新案請求様式	附属書 BY. III

略語のリスト

- 国内官庁： 国立知的財産センター（ベラルーシ）
- B P L： 発明特許，実用新案及び意匠に関するベラルーシ法（2017年12月18日改正，
2018年7月7日施行）
- B D E D R： 発明特許出願書類の作成，出願審査及び審査結果に対する決定に関する規則
（2011年2月3日施行）
- B T C： ベラルーシ税制法（2017年1月9日改正）

指定（又は選択）官庁 BY	国立知的財産センター (ベラルーシ) 国内段階に入るための要件の概要	概要 BY
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	ロシア語又はベラルーシ語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：願書 ² ，明細書・請求の範囲（補正された場合には，最初に提出したもの・補正されたものの双方，及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明 PCT第39条(1)に基づく場合：願書 ² ，明細書・請求の範囲・図面の中の説明（それらのいずれかが補正された場合には，最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	国内官庁がPCT第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない場合に限り要求される。これは出願人がPCT第23条(2)又は第40条(2)に基づく国内段階手続の早期開始を明確に請求した場合に可能性がある。	
国内手数料 ^{3, 4}	通貨：ベラルーシ・ルーブル (BYN) 特許について： 出願手数料 ⁵ …………… BYN 98 1個を超える各独立請求の範囲について 請求の範囲手数料…………… BYN 42 審査手数料…………… BYN 476 1個を超える各独立請求の範囲について 請求の範囲審査手数料…………… BYN 280 第3年度の年金…………… BYN 98 実用新案について： 出願手数料 ⁵ …………… BYN 196 1個を超える各独立請求の範囲について 請求の範囲手数料…………… BYN 98	

[次頁に続く]

- PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了から2箇月以内に提出しなければならない。
- 国内段階へ移行するための様式を使用する場合には要求されない。
- ベラルーシ居住者は，基本価値レートに従うベラルーシ・ルーブル建で手数料を支払う。
- ベラルーシ非居住者は，基本価値レート及び支払日に適用されるベラルーシ国立銀行が定めた交換レートに従い，ベラルーシ共和国との国際協定に別段の規定がない限り，米国・ドル，ユーロ，スイス・フラン又はロシア・ルーブル建で手数料を支払う。
- PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わない場合，国内官庁は国内段階移行日から2箇月の期間内に支払うよう出願人に求める。

B Y 国立知的財産センター (ベラルーシ) (続き) B Y	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	審査手数料は，国際調査報告書又は国際予備審査報告書が作成されている場合には50%減額される
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	出願人が同一でない場合には，優先権の譲渡証書 ⁶ 国際出願の翻訳文2通 ⁷ 翻訳文の確認書 ⁷
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続するために登録されている弁理士
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。

6 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

7 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了から2箇月以内に提出しなければならない。

国内段階の手続

BPL Art. 13, 14
BDEDR Sec. 306.1

BY. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階移行のための特別な様式（附属書BY. II 及びBY. III）を用意している。これらの様式を使用することが望ましい（訳者注：要件ではない）。

BDEDR Sec. 308

BY. 02 翻訳文（確認）

出願人又はその代理人が署名した簡単な声明による国際出願のロシア語又はベラルーシ語への確認済翻訳文が必要である。

BY. 03 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

BPL Art. 12
BDEDR Sec. 18

BY. 04 代理

国内官庁に対して手続するために登録されている弁理士が出願人を代理することができる。弁理士は国内段階移行前又は出願手続中に選任することができる。

BPL Art. 31
BTC Art. 262, Sec. 1.1, 1.2

BY. 05 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書BY. I に概説されている。

BDEDR Sec. 283

BY. 06 請求の範囲手数料

請求の範囲手数料は、国内段階移行時に有効な請求の範囲（すなわち、補正書が提出されている場合にはP C T 第19条若しくは第34条(2)の規定に基づき補正された請求の範囲、又は、国内段階移行時にP C T 第28条若しくは第41条の規定に基づき出願人が提出した請求の範囲）の数を基礎にして計算される。出願人が国内段階移行時に正しい額の請求の範囲手数料を支払わなければ、国内官庁は通知を行い、通知を受領した日から2箇月以内に不足額を支払うよう出願人に求める。

BPL Art. 21
BDEDR Sec. 317

BY. 07 審査請求

特許は、出願人又は利害関係人が請求する必要がある実体審査の後に付与される。審査請求には特別な様式がない。

BPL Art. 21
BDEDR Sec. 318

BY. 08 審査請求の期間

審査請求は国際出願日から3年以内に行わなければならない。この期間は延長又は回復することができない。この期間内に審査請求を受領しなければ、特許付与拒絶の決定が行われる。

BPL Art. 31
BDEDR Sec. 321
BTC Art. 262, Sec. 1.1.5
Art. 263, Sec. 2

BY. 09 審査手数料

審査請求は審査手数料の支払があった場合のみ有効となる。この手数料については附属書BY. I に示してある。この手数料は、国際調査報告又は国際予備審査報告がすでに作成されている場合、50%減額される。

BPL Art. 31
BTC Art. 264, Sec. 6.8

BY. 10 付与手数料

出願人は、特許付与の決定を受領してから2箇月以内に付与手数料を支払わなければならない。この手数料の額は附属書BY. I に示されている。付与手数料は指定期間の終了時に支払わなければならない。遅くとも50%の割増手数料を伴い終了日から6箇月以内に支払わなければならない。

PCT Art. 28
41
BPL Art. 18
BDEDR Sec. 239

BY. 11 出願の補正及びその時期

国内官庁が特許の付与又は拒絶の最終決定をするまで、出願人は、所定の手数を支払うことを条件として、請求の範囲、明細書及び図面を自発的に補正する権利を有するが、それによって出願時の主題の範囲が拡張してはならない。補正手数料の額は附属書BY. I に示されている。

BPL Art. 31(3)
BTC Art. 264, Sec. 6.9

BY. 12 維持手数料

特許付与後、特許を有効に維持するために維持手数料を支払わなければならない。維持手数料は、国際出願日から起算して3年目から、特許期間の各年について支払う。翌年分についての各年の維持手数料は、その特許期間である現在の支払年中に支払わなければならない。遅延支払についての50%の割増料の支払を伴えば、特許期間中で維持手数料を支払っていない次の年度の最初から起算して6か月以内に、請求をすることによって維持手数料を支払うことができる。維持手数料の額は附属書BY. I に示されている。

PCT Art. 23(2)
40(2)
BDEDR Sec. 304

BY. 13 国内段階手続の早期開始請求

出願人がP C T 第22条(3)又は第39条(1)(b)に基づき適用される期間の満了前に自己の国際出願の手続及び審査を開始するよう希望する場合には、それについての明確な請求を国内官庁に行わなければならない。同時に国際出願の写しを提出し、更に国内段階へ移行するための所定の行為を遂行しなければならない。

PCT Art. 24(2)
48(2)
BPL Art. 27
BTC Art. 262, Sec. 1.8.10

BY. 14 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。出願人が正当な理由によって国内官庁に対する期間を遵守することができず、期間の不遵守が自己の権利にとって不利なものとなる場合には、回復を請求することができる。権利の回復請求は、遵守されなかった期間の満了から1年以内に行わなければならない。この期間内に、されなかった行為を遂行し、権利の回復手数料（附属書BY. I 参照）を支払わなければならない。更に請求において、回復を正当化する事実を述べなければならない。

BPL Art. 19, Sec. 5
Art. 21.3
BTC Art. 262, Sec. 1.1.9

BY. 15 延長手数料

出願人は、附属書BY. I に示す延長手数料を支払うことによって、国内官庁に対する特定の手続について審査官が定めた応答のための期間の延長請求を行うことができる。この場合には、出願人が行為をするよう求める通知の送付日から3箇月以内に、請求を行い、延長手数料を支払わなければならない。請求及び延長手数料の支払に基づき、支払われた延長手数料の額に応じて、予備審査については延長請求日から3箇月まで、特許審査については同日から12箇月まで応答期間が延長される。

PCT Rule 49.6
82bis
BDEDR Sec. 305
BTC Art. 262, Sec. 1.1.13

BY. 16 権利回復

出願人は、P C T 第22条で規定する行為を適用される期間内に遂行しなかった場合であっても、P C T 第22条に基づき適用される期間が満了した日から12箇月以内に、自己の権利を回復するための請求を行い、されなかった行為を遂行し、更に所定の回復手数料（附属書BY. I 参照）を支払うことによって、自己の権利を回復することができる。

BPL Art. 35
BTC Art. 262, Sec. 1.1.15

BY. 17 維持手数料の未払によって特許が消滅した場合であっても、特許の有効期間内であれば、特許所有権者が回復請求を行い、特許回復手数料（附属書BY. I 参照）及び未払分の維持手数料を支払うことによって、特許を回復することができる。

PCT Art. 25
PCT Rule 51
BPL Art. 25

BY. 18 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T 第25条に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁又は国際事務局の過失を否定する場合には、この決定に対して、決定の受領日から1年以内に、国内官庁審判部に審判を請求することができる。審判部の決定に対しては、その受領日から6箇月以内に司法裁判所に上訴することができる。

PCT Rule 49bis
BPL Art. 14

BY. 19 実用新案

ベラルーシへの国内段階移行時に、出願人が国際出願を実用新案の登録出願として取り扱うよう希望する場合には、そのための特別な様式（附属書BY. III 参照）を使用しなければならない。

BPL Art. 23

BY. 20 国際出願で実用新案を求めている場合、国内段階の要件は、出願人が実体審査請求をする必要がない点を除き、基本的に特許のものと同様である。

BPL Art. 1, 3

BTC Art. 262, Sec. 1.2.8

BY. 21 実用新案の維持手数料

実用新案の維持手数料は、国際出願日から起算して1年目から、実用新案の存続期間の各年について支払う。最初の維持手数料は、付与手数料とともに支払わなければならない。5年経過後、実用新案の登録権利者から請求があれば、国内官庁は実用新案の存続期間を5年以内について延長することができる。この請求は、実用新案更新手数料の支払とともに行わなければならない。

BPL Art. 26

BTC Art. 262, Sec. 1.2.7

BY. 22 出願変更

出願人は、特許出願の詳細について公開する前であって、特許付与の決定を受領する日以前であれば、国内官庁に請求することによって、当該特許出願を実用新案出願に変更することができる。実用新案出願については、実用新案特許を付与する決定を出願人が受領する前、又は実用新案特許の付与を拒絶する決定がされている場合には、その決定に対する不服申立期間の満了前であれば、いつでも特許出願に変更することができる。変更された出願は、最初の出願の優先日及び出願日を有する。

手 数 料

(通貨：ベラルーシ・ルーブル^{1,2)})

特 許

出願手数料	98
1個を超える各独立請求の範囲の手数料	42
審査手数料（国際調査報告書又は国際予備調査報告書が作成されている場合50%減額）	476
1個を超える各独立請求の範囲の審査手数料	280
補正手数料	42
付与手数料	196
維持手数料：	
－第1年度及び第2年度，各年について	無料
－第3年度及び第4年度，各年について	98
－第5年度及び第6年度，各年について	140
－第7年度及び第8年度，各年について	196
－第9年度及び第10年度，各年について	238
－第11年度及び第12年度，各年について	280
－第13年度及び第14年度，各年について	336
－第15年度及び第16年度，各年について	378
－第17年度及び第18年度，各年について	434
－第19年度及び第20年度，各年について	476
－第21年度から第25年度，各年について	644
権利の回復手数料（BPL Art. 27）	200
権利の回復手数料（PCT Rule 49.6）	378
応答期間の延長手数料（各月について）	
－3か月以内	28
－3か月から6か月まで	56
－6か月を超える期間	98
優先権回復手数料	200
年金遅延支払の割増料	該当年金額の50%

1 ベラルーシ居住者は，基本価値レートに従うベラルーシ・ルーブル建てで手数料を支払う。

2 ベラルーシ非居住者は，ベラルーシ共和国との国際協定に別段の規定がない限り，基本価値レート及び支払日に適用されるベラルーシ国立銀行が定めた交換レートに従い，米国・ドル，ユーロ，スイス・フラン又はロシア・ルーブル建てで手数料を支払う。

実用新案

出願手数料	196
1 個を超える各独立請求の範囲の手数料	98
付与手数料	196
更新手数料	378
維持手数料：	
－第1年度から第3年度まで、各年について	84
－第4年度から第6年度まで、各年について	112
－第7年度から第10年度まで、各年について	196
変更手数料	98

支払の方法

手数料はベラルーシ・ルーブル³、又は米国・ドル、ユーロ、スイス・フラン若しくはロシア・ルーブル建による相当額⁴で支払わなければならない。すべての支払には、出願番号（判明している場合には国内出願番号、国内番号が不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名若しくは名称、支払う手数料の種類を表示しなければならない。

支払は次のいずれか1つの口座に送金しなければならない：

ベラルーシ・ルーブル建：BY04AKBB36039000000082
ユーロ建：BY84AKBB36039000000109
ロシア・ルーブル建：BY50AKBB36039000000066
スイス・フラン建：BY49AKBB36039000000079
米国・ドル建：BY03AKBB36039000000095
受取人名：National Center of Intellectual Property (Belarus)
銀行名：JSC “SB Belarusbank”
あて名：Minsk
BIC/SWIFTコード：AKBBBY 2X
GCEOR（企業・機関識別コード）：00040175
TIN（納税者識別番号）：190310695

非居住者は手数料及び税金支払について対応銀行に問合せされたい。

JSC “SB Belarusbank”対応銀行の口座リストは国内官庁ウェブサイトから利用可能である。

(<https://belarusbank.by/en/10582/10926> の対応口座リスト「Nostro」を参照)

3 脚注1を参照。

4 脚注2を参照。

様 式（附属書BY. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 BY. II 国内処理申請様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_by.pdf

附属書 BY. III 実用新案請求様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_by.pdf

Заполняется
ИЦИС

Нужное отметить
знаком X

Дата поступления	Входящий №	№ заявки
Дата подачи	МПК	☐ см. приложение
ЗАЯВЛЕНИЕ о выдаче патента Республики Беларусь на полезную модель		
Представляя указанные ниже документы, прошу (просим) выдать патент Республики Беларусь на имя заявителя(ей). Заявитель(и):		В Национальный центр интеллектуальной собственности Комитета по науке и технологиям при Совете Министров Республики Беларусь 220034, Минск, ул. Козлова, 20
Код страны местожительства или местонахождения по стандарту ВОИС ST.3		(указывается полное имя или наименование заявителя(ей) и его(их) местожительство или местонахождение. Данные о местожительстве авторов-заявителей приводятся на второй странице заявления)
☐ Заявка подается как выделенная	Дата подачи первоначальной заявки Номер первоначальной заявки	
Прошу установить приоритет полезной модели по дате: ☐ подачи первой заявки в стране - участнице Парижской конвенции ☐ подачи более ранней заявки в Национальный центр интеллектуальной собственности ☐ поступления дополнительных материалов к ранее поданной заявке <i>(заполняется только при испрашивании приоритета более раннего, чем дата поступления заявки в НЦИС)</i>		
№ первой, более ранней, ранее поданной заявки	Дата испрашиваемого приоритета	Код страны подачи по ST.3 (при испрашивании конвенционного приоритета)
1.		
2.		
3.		
Название полезной модели:		
Адрес для переписки с указанием наименования или имени адресата (заявителя, патентного поверенного или общего представителя (из числа заявителей):		
Телефон:	Факс:	E-mail:
Представитель заявителя (полное имя, наименование, регистрационный номер для патентного поверенного):		
является(ются): ☐ патентным(и) поверенным(и); ☐ общим представителем (из числа заявителей)		

Перечень прилагаемых документов	Количество листов в одном экземпляре	Количество экземпляров	Основание для возникновения права на подачу заявки (без представления документа):
☐ описание полезной модели			1. ☐ заявитель является автором 2. ☐ заявитель является нанимателем автора 3. ☐ заявителем является иное лицо (при условии его согласия), указанное автором 4. ☐ заявитель является правопреемником автора 5. ☐ заявитель является правопреемником нанимателя
☐ формула полезной модели (независимые пункты)			
☐ чертеж(и) и иные материалы			
☐ реферат			
☐ документ, об уплате пошлины			
документ, подтверждающий наличие оснований для:			
☐ освобождения от уплаты пошлины			
☐ уменьшения размера пошлины			
☐ копия(и) первой(ых) заявки(ок) (при испрашивании конвенционного приоритета)			
☐ перевод заявки на белорусский или русский язык			
☐ доверенность, удостоверяющая полномочия патентного поверенного			
☐ другой документ (указать)			
Фигура № _____ чертежей (если имеются) предлагается для публикации			
Автор(ы) Фамилия, имя, отчество (если оно используется)		Адрес местожительства, включая код страны по стандарту ВОИС ST.3.	
Подпись(и) заявителя(ей) или его патентного поверенного (с указанием должности, фамилии и инициалов); дата подписи(ей):			
(при подписании от имени юридического лица подпись руководителя скрепляется печатью)			